

## 面会等の実施にあたっての留意点について

### (面会)

面会は以下の条件をふまえて令和5年5月8日より開始する。

- 面会は原則前日までの事前電話予約制とする。当日希望された場合は施設の判断により対応すること。
- 面会日は、月・火・木・金の平日とし日曜日は不可とする。但し、施設の判断により日曜日以外の他の曜日および祝日も可とする。
- 面会時間は1組15分以内とする。開始時間は午前10時から11時30分、午後は13時30分から16時30分までとする。人数は必要最小限(1組2名まで)とする。
- 面会回数は、1利用者あたり月2回までとする(但し、看取り期の場合は除く)。
- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者は原則として以下の条件を満たすものであること。  
(※ 但し、ワクチン接種済み又は検査陰性の確認は不要。)
  - ・ 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・ 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
  - ・ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレに使用を必要最小限とすること。
- 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
- 引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

※ 施設により面会条件が多少異なります。面会ご希望の際は、事前に施設へお問い合わせ下さい。